

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

旭川国民年金 事案575（事案490の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年3月まで

平成22年8月13日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間の国民年金保険料については、記録の訂正は不要との通知を受け取った。

しかし、所持している昭和59年の確定申告書を再確認したところ、昭和59年度分の国民年金保険料額「7万4,640円」が記載されていることが分かったので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和59年7月20日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する昭和59年分の確定申告書の控え（以下「確定申告書」という。）の写しに記載された国民年金保険料額「2万4,640円」と実際の4か月分の保険料額（2万4,880円）はほぼ一致することから、申立人は、国民年金に加入した申立期間直前である59年4月から同年7月までの保険料を納付していたと考えるのが自然であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人は、「所持している昭和59年分の確定申告書の控えの原本を再確認したところ、原本には昭和59年度分の国民年金保険料額7万4,640円が記載されていることが分かった。」と述べており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、新たに昭和59年分の確定申告書の控えの原本を提出の上、再申立てが行われている。

申立人から提出された昭和59年分の確定申告書の控えの原本には、特段の不備は見られず、申立人の主張するとおり、「社会保険の種類 国民年金 74,640円」との記載が確認でき、当該確定申告書の控えの原本に記載された国民年金保険料額は、昭和59年度の1年分の保険料額と一致することから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果13万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万3,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(13万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、会社が桁違いの賞与額を記入した賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は、当初1万3,000円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月に13万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(13万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(1万3,000円)となっているが、A株式会社から提出された給与台帳から、申立期間において、標準賞与額13万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果15万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、会社が桁違いの賞与額を記入した賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は、当初1万5,000円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月に15万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(15万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(1万5,000円)となっているが、A株式会社から提出された給与台帳から、申立期間において、標準賞与額15万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川国民年金 事案576

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで

父親が、A町役場で私の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。

婚姻した際に、親から、継続して国民年金保険料を納付するのであれば、年金手帳をあげると言われたが、婚姻相手が公務員であり、夫に不要であると言われたので、納付を続けなかった。

申立期間当時、同居していた弟の国民年金保険料も親が納付していたと思うが、弟の保険料は完納されているのに、私の分が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、A町役場で国民年金への加入手続を行い、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の第1号被保険者の資格取得日及び第3号被保険者資格の事務処理日から、平成元年9月から同年10月頃と推認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効で納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が婚姻するまで住んでいたA町には、申立期間当時に同居していた申立人の母親及び弟の国民年金被保険者名簿はあるものの、申立人の国民年金被保険者名簿は無く、申立期間において申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、

既に亡くなっており、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案577

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年10月まで

私は、会社を退職した昭和56年12月頃に、A市B支所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続と健康保険から国民健康保険への切替手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、C農業協同組合（現在は、D農業協同組合）の父親名義の組合員勘定からまとめて納付した。

年金事務所では、私が厚生年金保険に昭和56年8月から同年12月まで加入していたことで、納付していた1年分の国民年金保険料が還付されたと聞いたが、保険料を返してもらったか分からない。

国民年金保険料を返してもらったとしても、申立期間の保険料を納付したはずなので、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親名義の組合員勘定からまとめて納付したと主張しているとおおり、国民年金被保険者台帳から、申立人の昭和55年11月から56年10月までの期間及び申立期間を含む同年11月から57年10月までの保険料は前納されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳では、申立人が昭和56年8月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、既に前納された国民年金保険料のうち、申立期間を含む同年8月から57年10月の国民年金保険料7万1,000円が同年2月8日に還付されていることが確認でき、当該還付処理に不合理な点は見受けられない。

また、国民年金被保険者台帳から、その後、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、国民年金被保険者資格を昭和56年12月

31日付けで再取得しているものの、社会保険事務所（当時）の当該資格再取得の記録の進達は、前述の還付が行われた後の57年4月に行われていることが確認でき、改めて申立期間の国民年金保険料を納付することが必要となるが、申立人が当該期間の保険料を納付していたことは確認できない。

さらに、国民年金被保険者台帳から、申立人が、申立期間直後の国民年金保険料を60年3月5日に過年度納付していることが確認できるものの、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案578

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年8月まで

私は、昭和46年4月頃にA商会（現在は、株式会社A商会）に入社し、入社時にA商会の事務員から、国民年金加入についての話を聞いた記憶がある。

私の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は、A商会で行っていたと思うので、当時の同僚等に聞いてもらえば分かると思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月頃にA商会に入社し、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付はA商会で行っていたと主張しているが、オンライン記録から、申立期間は国民年金の未加入期間となっているため、納付書が発行されず、保険料は納付することができなかったと考えられる上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

また、申立人は、申立期間当時にA商会で勤務していた同僚二人を挙げており、これら同僚も会社で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、オンライン記録から、元同僚の二人は、申立期間の一部又は全部の保険料は納付されているものの、国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間とは異なる時期に払い出されており、同事業所が申立期間において、従業員の国民年金への加入手続を行っていたかは確認できない上、当該同僚は、同事業所における国民年金の加入手続及び保険料の納付については分からない旨回答している。

さらに、申立人は、自身の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、株式会社A商会の代表取締役は、「当時の事務

担当者が病気療養中のため記憶が定かでない。」、「当時の事業主（代表取締役の父親）は、平成3年に亡くなっている。」と回答していることから、A商会において、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたことを確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から63年12月までの期間及び平成元年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から63年12月まで
② 平成元年4月から同年10月まで

申立期間①及び②当時は、A区とB区に住んでおり、自分が満20歳になってからの国民年金保険料は、元夫の父親が漏れなく納付していた。

年金手帳などの関係書類は元夫のところに置いてきたので、手元には何も無いが、申立期間の国民年金保険料は元夫の分と一緒に納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の元夫の父親が元夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録では、申立人及び元夫は、申立期間②の直後である平成元年11月分の保険料から過年度納付されていることが確認できる上、元夫は、20歳になった昭和62年*月から平成元年10月までの保険料は未納となっている。

また、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、前後の20歳到達時の資格取得年月日から、平成3年4月頃に払い出されたと推認でき、その時点では、申立期間①は時効によって元夫の保険料は納付することができないことから、申立人と元夫は一緒に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録から、申立人の申立期間①及び②の間の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度納付されている上、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間②の保険料については、過年度納付が可能であったものの、申立人は当該期

間及び申立期間②の保険料の納付方法については、「国民年金保険料を遡って納付した記憶は無い。」、「元夫の父親に代わって、何回か国民年金保険料を納付しに行った記憶があるが、どの部分の保険料をいつ納めたのかは覚えていない。」と述べており、申立人が納付したとする保険料の期間及び納付時期は定かではない。

加えて、申立人は、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫の父親については、「死亡している。」と述べており、当時の保険料の納付状況は確認できない上、元夫の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに元夫の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 36 年 10 月から 37 年 4 月まで
③ 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①について、中学校を卒業し、学校の紹介でA市にあったB商会に就職した。従業員は2店舗で7、8人いた記憶がある。当時、母親から、「各種保険に加入している職場に入りなさい。」と言われたことが頭に残っている。

申立期間②について、親戚の紹介でC市にあったD工業に就職した。従業員は、作業所と金物店舗で5、6人いた記憶がある。ここでも、給与明細書で各種保険が控除されていた記憶がある。

申立期間③について、E市にあった株式会社F（現在は、有限会社G）に入社した。従業員は、H係とI係併せて12人くらいいたと記憶している。この会社も社会保険の制度があったと記憶している。

全ての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A商工会議所からは、申立事業所である「B商会」は株式会社J（商業登記簿謄本によれば、昭和39年11月27日設立）の前身の事業所であるとの回答を得ているところ、「B商会」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、適用事業所名簿によれば、株式会社Jが厚生年金保険の適用事業所となったのは、41年4月1日となっており、同日より前の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、株式会社 J が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 4 月 1 日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している 6 人には、申立期間において、厚生年金保険の加入記録は確認できず、この 6 人のうち、オンライン記録で生存及び所在が確認できた 4 人に照会したところ、回答があった二人が記憶する自身の入社時期は、申立期間後の期間であり、申立人のことは記憶していないことに加え、同社が適用事業所となる前の在職期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言等も得られなかった。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、当時の代表取締役も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない上、株式会社 J の現在の代表取締役からは、「昭和 35 年頃は、(B 商会は) 自宅に店を構えただけの個人事業所であり、株式会社 J として会社組織になってから厚生年金保険に加入しているので、それ以前は、一切、加入していない。」との証言を得ている。

申立期間②について、適用事業所名簿では、「D 工業」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、商業登記簿謄本も確認できない。

また、C 商工会議所からは、「D 工業」は昭和 21 年に創業している個人経営の D 製作所であるとの回答を得ているところ、同製作所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、商業登記簿謄本も確認できない。

さらに、D 製作所は、「当時の代表者は既に亡くなっており、(当時の状況は) 分からない。」と回答している上、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

申立期間③について、申立期間に株式会社 F において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち 6 人に照会したところ、回答があった 5 人は申立人を記憶していない上、このうち二人は、「夏の期間は、多数のアルバイトが入るため人の出入りが多く、顔も名前も覚えていない人が多かった。」、「当時は会社も忙しく、多くの臨時社員を雇っていた。」とそれぞれ証言しているものの、申立人の勤務実態等に係る証言を得ることはできず、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚についても、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録は確認できない上、申立人は当該同僚の名字しか記憶していないことから本人を特定することができず、照会することはできなかった。

さらに、当該事業所は、平成 14 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役は居所不明となっている上、有限会社 G は、「当時の書類は処分しており、(当時の状況は) 分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険

の適用状況等について確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から50年11月まで

昭和47年11月頃から50年11月頃まで年間を通して、A部B課C事務所で事務のパートとして勤務していた。

昭和52年11月頃に6か月雇用のパートとなった時に、厚生年金保険の手帳を受け取り、既に持っていた厚生年金保険の手帳と合わせて二冊になったため、A部B課C事務所（適用事業所名称は、A部）から年金手帳をまとめる旨の連絡を受けて持参し、一冊になった。

このことから、申立期間に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間当時、A部に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、昭和47年11月頃から50年11月頃まで、年間を通して当該事業所で事務のパートとして勤務していたと主張しているところ、当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人が、当該事業所の上司として名前を記憶していた3人のうち、二人についてはオンライン記録で特定することができず、残りの一人は既に死亡しているため、申立人の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

また、A部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同職種の前任者として記憶していた二人の加入記録は確認できない上、この

うち一人はオンライン記録で特定することができず、他の一人からも、申立人の勤務期間についての証言、及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、A部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、年間を通して厚生年金保険の被保険者であった者は確認できず、同原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A部は、平成元年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の業務を継承しているD株式会社E支店は、「申立人の勤務記録等を確認できる資料は保管していない。」旨を回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 827

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 6 月 27 日まで
実家の父母の体調が悪いということで、家業の株式会社Aを継ぐことになり、事務から経理まで任されていた。
後に、株式会社Aの代表取締役となっても、何年か経営していたが売上等が伸びず倒産し、その数日後に、社会保険事務所（当時）の職員が二人来て、「会社の社会保険料が未納になっているから、あなたの給与（標準報酬月額）で調整する。下がってもタバコ銭程度だから。」と言われたが、実際に下がった標準報酬月額は、当初の額と比べるとあまりにも差がありすぎるし、納得のいく説明がなされないまま今日まできている。
申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 12 年 6 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 6 月 29 日付けで、申立人の申立期間に係る 10 年 10 月の定時決定の標準報酬月額 50 万円が 17 万円に遡って訂正されていることが確認できる上、同日付けで、申立人の 11 年 10 月の定時決定及び資格喪失日（平成 12 年 6 月 27 日）に係る記録の処理がなされ、当該期間に係る標準報酬月額が 17 万円となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、株式会社Aの社会保険料の滞納は1、2か月くらいあったとしている上、申立期間当時に株式会社Aの税務関係を受託していた会計事務所は、「平成 11 年 10 月頃から、社会保険料の滞納が始まった。」と回答している。

また、申立人は、自身が社会保険事務を担当していたと回答していることに加え、社会保険事務所の職員から、「会社の社会保険料が未納になっているから、あなたの給与で調整する。」と言われたと主張していることを踏まえ、申立人は、当該訂正の届出に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。